

## 幼稚園等における園内研修について

### 1 要旨

「処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の取扱いについて（通知）」（令和5年3月13日付けこ未第1182号）別紙2「静岡県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修取扱要領（幼稚園及び認定こども園（全類型）」）3(2)に係る「別に定める」とした認定要件や認定手続等について、次のとおり定める。

### 2 幼稚園等における園内研修の要件

幼稚園等が企画・実施する園内研修のうち、次の(1)～(3)に定める要件に合致する研修については、処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修として取り扱う。

#### (1) 講師

研修の講師は次のア～エのいずれかに該当し、研修内容に関して十分な知識及び経験を有する者とする。

ア 自治体が実施する研修又は保育士等キャリアアップ研修の講師としての実績がある者

イ 県認定団体又は県が認める者が実施する研修の講師としての実績がある者

ウ 大学等（大学共同利用機関、指定教員養成機関、独立行政法人教職員支援機構又は独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）に所属する者

#### (2) 目的及び内容の設定

研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

なお、設定された研修の目的は幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園にあつては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技術の向上に沿うものであること。

#### (3) 受講者の特定と研修修了の証明

研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する幼稚園等（以下、「研修実施施設」という。）において、研修修了の証明が可能であること。なお、研修実施施設は研修修了者に対しては研修の修了証（別紙2別添1参考様式）を交付すること。

### 3 研修の認定手続

幼稚園等における園内研修を修了すべき研修時間に算入する場合は、次の方法により、県から認定を受けること。

なお、既に県から認定通知書の交付を受けた研修については、研修受講歴証明書に認定番号を記載することとし、次の(1)～(3)による手続は不要とする。

(1) 提出書類

- ア 幼稚園等における園内研修実施状況報告書(別紙2別添1様式第1号)
- イ 研修資料等の研修の目的・内容が確認できる書類

(2) 提出方法

処遇改善等加算Ⅱの申請書類に提出書類一式を添付して提出する。

詳細な提出方法等については、各市町が別に通知する処遇改善等加算の申請書類の提出方法に従うこと。

各市町は研修実施施設から(1)に定める書類の提出があった場合には、県が別に通知する処遇改善等加算の申請書類の提出方法に従い、進達すること。

(3) 認定結果の通知

県が当該研修を処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する園内研修と認めた場合には、市町に施設・事業所ごとの加算の認定結果を通知する際に、研修の認定結果についても併せて通知する。通知を受けた市町はその内容を研修実施施設に通知することとする。

研修の認定結果の通知を受けた施設は、園内研修実施状況報告書の副本とともに、結果の通知書類を保管しておくこと。

幼稚園等における園内研修実施状況報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

施設名：  
施設の所在地：  
設置者名：

当園において、以下の概要のとおり処遇改善等加算Ⅱに係る研修を実施しました。

記

1 研修の概要

研修の名称	〇〇〇〇研修
実施日時	〇年〇月〇日〇時～〇時（休憩等を除く実研修時間：〇時間）

2 研修内容等

研修の目的	
研修内容	

3 研修の講師

講師氏名	
講師肩書	
選定理由	
区分	該当するア～ウに○をつけること。 ア 自治体を実施する研修又は保育士等キャリアアップ研修の講師としての実績がある者 イ 県認定団体又は県が認める者が実施する研修の講師としての実績がある者 ウ 大学等に所属する者

研修修了者一覧：

修了者氏名	修了者氏名

(添付資料)

研修資料等の研修の目的・内容が確認できる書類

報告書作成者：

電話番号：

別紙2別添1参考様式

幼稚園等における園内研修修了証

修了者の氏名：

あなたは、下記の園内研修を修了したことを証明する。

記

名 称	
日 時	○年○月○日○時～○時（休憩等を除く実研修時間：○時間）
目 的	
研 容	
講 師	
講師区分	（該当するア～ウに○をすること。） ア 自治体が実施する研修又は保育士等キャリアアップ研修の講師としての実績がある者 イ 県認定団体又は県が認める者が実施する研修の講師としての実績がある者 ウ 大学等に所属する者
備 考	

年 月 日

施設・事業所名：

施設・事業所の所在地：

代表者役職・氏名：

